

公益財団法人 日本離島センター

会員の入退会及び会費等に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第50条に基づき、この法人（以下「本財団」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 次の各号に該当し、本財団の目的、事業に賛同する市町村は、会員となることができる。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）指定離島を有する市町村
- (2) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）指定離島を有する市町村
- (3) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）指定離島を有する市町村
- (4) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）指定離島を有する市町村
- (5) 前(1)から(4)号の法律指定を過去に受けたことのある離島を有する市町村

(賛助会員)

第3条 本財団の目的、事業に賛同する前条以外の離島を有する市町村並びに法人、団体及び個人は、賛助会員となることができる。

(入 会)

第4条 本財団に入会を希望する市町村並びに法人、団体及び個人は、その旨書面をもって理事長に申出なければならない。

- 2 第2条の市町村が入会を希望する場合は、理事長は入会を許可することができる。
- 3 第3条の市町村並びに法人、団体及び個人が入会を希望する場合は、理事長は理事会の決議を経て、その入会を許可することができる。

(会費及び入会金)

第5条 会員は、入会するときに入会金100,000円並びに以後毎年の年会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、入会の際の入会金を免除する。ただし、以後毎年の年会費を納めなければならない。

3 年会費の額は、会員種別と離島人口等に応じて下記のとおりとする。

(1) 会 員

- | | |
|--|---------|
| ①全域が第2条(1)から(4)号の法律指定を受けている市 | 25,000円 |
| ②第2条(1)から(4)号の法律指定を受けている離島の人口が5,000人以上の市町村 | 18,000円 |
| ③第2条(1)から(4)号の法律指定を受けている離島の人口が5,000人未満の市町村 | 12,000円 |
| ④第2条(5)号の市町村 | 5,000円 |

(2) 賛助会員

30,000円

(会費等の使途)

第6条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

2 前条の入会金は、全額を離島人材育成基金に繰り入れるものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は、その種別に応じて次の特典を享受することができる。

(1) 会 員

- ①本財団が刊行する広報誌等の出版物の無料配布を受けることができる。
- ②本財団が主催、共催する研修会、情報発信イベント等に参加、出展できる。
- ③本財団が実施する離島人材育成基金助成事業等の助成事業に会員市町村の住民・団体等が応募できる。
- ④会員市町村が推進する離島振興活動への支援並びに情報提供・助言を受けることができる。

(2) 賛助会員

- ①本財団が刊行する広報誌等の出版物の無料配布を受けることができる。
- ②離島振興に関する情報提供・助言を受けることができる。

(退 会)

第8条 本財団より退会を希望する会員並びに賛助会員は、その旨書面をもって理事長に申し出なければならない。

- 2 第2条の会員より退会の申出を受けたときは、理事長は理事会の決議を経て、その退会を承認する。
- 3 第3条の賛助会員より退会の申出を受けたときは、理事長は直ちにその退会を承認する。
- 4 退会の場合、既納の入会金、会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 5 個人である賛助会員が死亡し、又は法人・団体である賛助会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員並びに賛助会員が下記各号に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
 - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6項に該当するに至ったとき。
 - (3) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき。
- 2 前項の規定により、理事会が会員並びに賛助会員を除名しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改 正)

第10条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の移行登記の日から施行する。
- 2 本規程施行の日において現に本財団の会員である者については、第5条第1項のうち入会金に関する部分は適用しない。